

河内町訓令第 1 2 号

河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付規則に関する要綱を
公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

河内町長 野 澤 良 治

河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付規則に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付規則（令和 7 年河内町規則第 9 号。以下「規則」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(規則第 2 条第 6 号の要綱で定める期間)

第 3 条 規則第 2 条第 6 号の要綱で定める期間は、1 年とする。

(規則第 6 条第 5 号の要綱で定める要件)

第 4 条 規則第 6 条第 5 号の要綱で定める要件は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) ふるさと納税制度に関する趣旨及び町の返礼品として提供することの意義を理解し、本事業の取組に賛同できること。

(2) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 第 2 項第 2 号の規定等に基づく総務大臣が定める基準に適合する返礼品を安定的に提供できること。

- (3) 提供する返礼品に関して、その責任の一切を負うこと。
- (4) 寄附者からの返礼品の品質等に関する苦情などがあった場合は、自らの責任において誠実かつ真摯に対応できること。
- (5) 町所定の返礼品管理システムを使用して、返礼品の受注及び出荷等に関する情報の管理を行うこと。
- (6) 町（委託事業者を含む。）との相互協力及び連携を図り、情報を共有しながら本事業を遂行できること。
- (7) 事業者や事業主に係る法人税、地方税、消費税等の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有していないこと。

（事業所設置奨励金に関する事項）

第5条 事業所設置奨励金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 事業所設置奨励金の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 発送実績数は、当該奨励金の交付対象期間ごとに町所定の返礼品管理システムとの整合を図るものとする。
- (2) 交付対象となる寄附金額は、返礼品ごとに設定した寄附単価にそれぞれの発送実績数を乗じて得た合計額とする。

3 新規創業者の責めに帰さないと認められるものとして、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その事由に起因して発生した期間について、当該奨励金の交付対象期間を延長することができるものとする。

- (1) 町の責めに帰す事由により、ふるさと納税制度の中止等がなされたとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により、返礼品の発送ができなくなったとき。

4 規則第7条第3項の要綱で定める期間は、2年とする。

5 投下固定資産総額のうち事業所設置奨励金の対象となるものは、規則が施行された日以降に着手したものに限る。

（奨励措置適用の承認申請及び決定手続）

第6条 規則第8条第1項の奨励措置適用の承認申請を行うにあつては、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励措置適用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類のほか、別表第2に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 返礼品情報提供書
- (2) 投下固定資産総額の証明書類（見積書）
- (3) 企業概要書（パンフレット等）
- (4) 法人登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人事業主の場合）
- (5) 定款又はこれに類するもの（法人の場合に限る。）

2 規則第8条第2項の承認申請に係る可否の決定は、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励措置適用（不可）通知書（様式第2号）により通知する。

（承認申請の変更及び取消手続）

第7条 規則第9条第1項の承認申請の内容に変更が生じた場合は、返礼品提供開始日から6か月以内に、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励措置適用変更（取下げ）届出書（様式第3号）に、別表第2に書掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

2 規則第9条第2項の要綱で定める変更の届出を行う必要がある事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 投下固定資産総額に変更が生じたとき。
- (2) 奨励事業の中止をしようとするとき。
- (3) 新規創業者の名称、所在地、代表者及びその他重要な項目の変更をしようとするとき。
- (4) その他町長が特に必要があると認めたとき。

3 規則第9条第3項の要綱で定める事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 措置適用申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 本事業の内容に適合した履行がなされないと町が判断したとき。
- (3) 町又は第三者に対して損害を及ぼす行為があったとき。

(4) その他町長が新規創業者として不適合と判断したとき。

4 規則第9条第4項の奨励措置適用に係る変更又は取消しの決定は、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励措置適用変更（取消）決定通知書（様式第4号）により通知する。

（開始届の提出）

第8条 規則第10条第2項の返礼品の提供を開始するときの届出は、河内町ふるさと納税返礼品提供開始届（様式第5号）により届け出なければならない。

（奨励金の交付申請）

第9条 規則第11条第1項の要綱で定める期間は、返礼品提供開始日又は町の予算執行状況等を勘案し、適切な範囲内において町が交付対象期間として別に指定する。

2 規則第11条第2項の要綱で定めるとおり、奨励金の交付申請を行うにあつては、町が指定する交付対象期間における実績に基づき、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付申請書（様式第6号）に、当該奨励金に応じた河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金実績報告書（様式第7号）のほか、別表第2に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第10条 規則第11条第3項の交付申請に係る交付の決定は、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付決定（不可）通知書（様式第8号）により通知する。

（奨励金の請求）

第11条 規則第11条第4項の奨励金の請求を行うにあつては、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金請求書（様式第9号）により請求するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 規則第12条第1項の要綱で定める返礼品提供事業者の参加取消し等に関する事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 情報提供を受けた内容に虚偽があったとき。

(2) 契約内容に適合した履行がなされないと町が判断したとき。

(3) 町及び寄附者に対して損害を及ぼす行為があったとき。

(4) その他町長が返礼品提供事業者として不適格と判断したとき。

2 規則第12条第2項の奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合にあっては、速やかにその内容及び理由について、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金交付決定変更（取消）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 規則第12条第3項の奨励金の返還を命ずる場合にあっては、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金返還命令書（様式第11号）により当該奨励金の返還を命ずる。

（地場産品創出企業の努力義務）

第13条 地場産品創出企業は、町との情報共有及び相互協力等を図り、新たな地域資源の創出に努めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

奨励金の種類	交付対象者	交付対象額等	奨励金の額	交付限度額
事業所設置奨励金 （規則第7条）	新規創業者のみ	事業所の新設等に要した投下固定資産総額 （消費税を除く。）	事業所で製造等された返礼品ごとの発送実績の10分の3（1,000円未満切り捨て）	返礼品提供開始日から起算して3年間とし、投下固定資産総額の90%までの額

別表第2（第6条、第7条、第12条関係）提出書類

1 申請時等における提出種類

該当条項	提出期限	提出書類	提出要件等
------	------	------	-------

奨励措置適用の申請・決定手続（第6条第1項）	事業所設置奨励金に係る事前の奨励措置の適用を受けようとするとき。	①適用申請書（様式第1号） ②返礼品情報提供書 ③投下固定資産総額の証明書類 ④企業概要書（パンフレット等） ⑤法人登記簿謄本（個人事業主である場合は住民票） ⑥定款またはこれらに類するもの ⑦その他町長が必要と認める書類	①必須 ②必須 ③見積書等 ④必須 ⑤必須 ⑥法人のみ ⑦別途指示
適用申請の変更・取消手続（第7条第1項）	奨励措置適用後の変更時 ※返礼品提供開始日から6か月以内までに提出	①適用変更（取下げ）届出書（様式第3号） ②投下固定資産総額の証明書類 ③その他町長が必要と認める書類	①必須 ②投下固定資産総額に変更が生じる場合のみ ③別途指示
奨励金の交付申請（第9条第2項）	奨励金の交付を受けようとするとき。	①奨励金交付申請書（様式第6号）	①必須 ②必須（申請対象奨励金の報告

	※町が指示する 交付対象期間の もの	②実績報告書 （様式第7号） ③交付対象経費 の証明書類 ④交付対象経費 に係る領収書の 写し ⑤その他町長が 必要と認める書 類	書） ③写真又は資料 等 ④支払を証明で きるもの ⑤別途指示
--	--------------------------	--	--

2 その他注意事項

- （１） 返礼品の提供を開始するときは、河内町ふるさと納税返礼品提供開始届（様式第5号）を提出すること。
- （２） 交付決定を受けた奨励金の請求は、河内町ふるさと納税応分型事業所設置奨励金請求書（様式第9号）により行うこと。